

開 議 午後 1 時10分

○議長（飯島弘之） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（飯島弘之） 出席議員数は、42人です。

○議長（飯島弘之） 本日の会議録署名議員として定森 光議員、成田祐樹議員を指名します。

○議長（飯島弘之） ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時11分

再 開 午後 2 時59分

○議長（飯島弘之） これより、会議を再開します。

ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（酒井欣洋） 報告いたします。

富士 勝議員は、所用のため、本日の会議を欠席する旨、届出がございました。

去る 9 月30日、市長から、米倉みな子議員の文書質問に対する答弁書が提出されましたので、その写しを各議員に配付いたしました。

本日の議事日程、議案審査結果報告書を配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

○議長（飯島弘之） これより、議事に入ります。

日程第 1 議案第 8 号から第18号まで、第23号から第27号まで、諮問第 1 号の17件を一括議題といたします。

○議長（飯島弘之） 委員長報告を求めます。
まず、総務委員長 三神英彦議員。

（三神英彦議員登壇）

○三神英彦議員 総務委員会に付託されました議案 4 件及び諮問 1 件について、その審査結果を報告いたします。

最初に、議案第 8 号 令和 6 年度札幌市一般会計補正予算（第 2 号）中関係分についてですが、主な質疑として、新・さっぽろモデル事業に関連して、サービスの実施に当たっては、地域住民へ広く周知し、継続して利用されることが重要と考えるが、今後どのような点に留意して進めるのか。インターネット環境がない場合でも、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられるよう配慮すべきと考えるが、どのように取り組んでいくのか。もみじ台・青葉地区だけでなく、高齢化の進む他地域への横展開を目指すとのことだが、今後の展望をどのように考えているのか。民間事業者と協業した五つのサービスについて、地域住民の意見を把握し、改善していくことが重要と考えるが、本市はどのように関わるのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第 8 号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、第18号、第24号及び諮問第 1 号の 4 件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、議案 3 件については、全会一致、可決すべきものと、諮問第 1 号については、全会一致で、本件審査請求を棄却することを適当と認めるべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、財政市民委員長 うるしはら直子議員。

（うるしはら直子議員登壇）

○うるしはら直子議員 財政市民委員会に付託されました議案第 8 号 令和 6 年度札幌市一般会計補正予算（第 2 号）中関係分及び議案第 9 号 令和 6 年度札幌市公債会計補正予算（第 2 号）の 2 件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑として、中央区複合庁舎整備について、インプレスライドによる契約変更が予定されているとのことだが、費用の算定方法と用途はどのようなものかとの質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第8号中関係分及び第9号の2件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、文教委員長 たけのうち有美議員。

（たけのうち有美議員登壇）

○たけのうち有美議員 文教委員会に付託されました議案2件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第8号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第2号）中関係分についてですが、主な質疑として、民間児童育成会における常勤職員の複数配置に伴う補助の拡充について、年度途中の退職等により雇用体制が維持できないことも起こり得るが、その場合の基準額の適用可否を具体的にどのように判断するのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第8号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 札幌市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案についてですが、主な質疑として、令和8年3月31日までの間は、国が定める基準にかかわらず、児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として配置できることとしているが、なぜ経過措置を設けたのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第13号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、厚生委員長 藤田稔人議員。

（藤田稔人議員登壇）

○藤田稔人議員 厚生委員会に付託されました議案5件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第8号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第2号）中関係分についてですが、主な質疑として、新型コロナウイルス感染症予防接種について、昨年度までと違い、郵便による案内がなく、対象者が今年度は接種できないと勘違いする場合などが考えられるが、周知はどのように行うのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第8号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案及び議案第26号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての2件についてですが、主な質疑として、保険証廃止に当たっては、被保険者に対し、丁寧な説明が必要であると考えるが、制度変更についての周知、広報はどのように行うのか。マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、現行の保険証が廃止となるが、廃止以降の短期被保険者証や被保険者資格証明書の取扱いはどのようになるのか。保険証廃止に伴う広域連合規約の変更について、市町村事務に関する規定が削除されているが、市町村事務はどのように変わるのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党佐藤委員から否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第14号及び第26号の2件は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例及び札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、主な質疑として、地域包

括支援センター職員の配置基準緩和について、業務の質を維持できるか懸念があるため、専門職は、短期的な対応を除き、緩和基準に頼らない配置が必要と考えるが、どう対応していくのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党佐藤委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第15号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第25号 損害賠償及び和解に関する件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、議案第25号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、建設委員長 小形香織議員。

（小形香織議員登壇）

○小形香織議員 建設委員会に付託されました議案4件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第8号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第2号）中関係分についてですが、主な質疑として、百合が原公園のPark-PFI事業に関連して、本制度は、収益の一部を公園整備に活用できるほか、地域の課題解決にも寄与すると考えるが、百合が原公園においてはどのような事業効果を見込んでいるのか。今回のPark-PFI事業のノウハウを生かし、他の公園においても制度が活用されることを期待しているが、今後の展開をどのように考えているのか。駐車場の整備に当たっては、公園の基本的な機能である樹木を伐採することになるため、公園の役割を損なうことになると考えるがどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党長屋委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第8号中関係分は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、借り上げ市営住宅の返還に当たっては、高齢化社会における公営住宅の利便性や地域偏在を考慮し、契約期間の延長も検討すべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党長屋委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第17号は、賛成多数で決定すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第23号及び第27号の2件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、経済観光委員長 森山由美子議員。

（森山由美子議員登壇）

○森山由美子議員 経済観光委員会に付託されました議案4件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第8号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第2号）中関係分及び議案第11号 公の施設の指定管理者の指定の件（モエレ沼公園野球場）の2件についてですが、主な質疑として、モエレ沼公園野球場の施設運営に当たっては、指定管理者に対して十分な確認や指導・監督が必要と考えるが、どのような役割を果たしていくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案2件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号及び第16号の2件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ

ろ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

長屋いずみ議員。

（長屋いずみ議員登壇）

○長屋いずみ議員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議案16件中、議案第8号、第14号、第15号、第17号、第26号に反対し、残余の議案並びに諮問第1号に賛成の立場で、討論を行います。

議案第8号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第2号）に反対する理由は、百合が原公園整備運営事業、P a r k－P F Iに係る8,800万円の債務負担行為が含まれているからです。

2018年に都市公園条例を改正して、市内の公園に収益施設を設置することを可能にしたP a r k－P F Iを導入した本市は、今回の債務負担行為で、2025年6月から供用を開始し、2044年5月までの事業展開を予定しています。2022年度に事業者公募を行いました。応募がなく、度重なる条件変更と募集期間の延長の末、本市の当初計画とは違う角地エリアだけを区域とする事業者に決まりました。そのエリアは、百合が原公園内の樹林地とされている場所にもかかわらず、結果として樹木を伐採することとなります。

百合が原公園は、既に、指定管理者の公益財団法人札幌市公園緑化協会が2027年度まで管理運営することとなっており、P a r k－P F I事業として20年先までの収益とそれによる管理を求めることは、公園という性格上、難しいことから、反対です。

なお、この議案に含まれる民間児童育成会にお

ける常勤職員複数配置に伴う補助拡充について、一言、申し上げます。

これは、民間児童育成会の常勤職員を2名以上配置した場合の補助基準額を創設するものですが、年度途中で、半月以上、複数配置ができなくなった場合は適用が認められません。半月で新たな常勤職員を配置することは非常に困難です。個別具体は国と協議していくとの答弁でありましたので、尽力するよう求めます。

議案第14号 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第26号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、いずれも、政府の強引なマイナンバーカードと保険証の一体化により、保険証を12月2日から廃止することに伴う議案です。

マイナ保険証に一本化することに対し、国民の支持はなく、医療現場ではマイナ保険証のトラブルが増えています。保険証を廃止しなければ変更の必要のない議案であり、反対です。

議案第15号 札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例及び札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案に反対する理由は、地域包括支援センターへの専門職の配置基準について、常勤配置であるものを、複数の非常勤職員での配置を認め、また、複数のセンターを一つの圏域とみなして配置を可能とする規制緩和を行うものだからです。

介護保険法の改正に関わるものですが、規制緩和が適用された場合、通常の基準に戻す時期などが定められておらず、業務の質が維持できるか懸念されることから、反対です。

議案第17号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案は、賃貸借契約の満了に伴い、借り上げ市営住宅、東区パルメゾン元町ほか4区、4棟、182戸の用途廃止を行うものであり、反対です。

市営住宅の地域的偏在の改善は図られておらず、依然、応募倍率は高いままであることから、

今後も契約満了を理由に廃止する計画はやめるべきです。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（飯島弘之） 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第8号、第14号、第15号、第17号、第26号の5件を一括問題といたします。

議案5件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（飯島弘之） 起立多数です。

したがって、議案5件は、可決されました。

次に、議案第9号から第13号まで、第16号、第18号、第23号から第25号まで、第27号、諮問第1号の12件を一括問題といたします。

議案11件は可決することに、諮問第1号は本件審査請求を棄却することを適当と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、議案11件は可決することに、諮問第1号は本件審査請求を棄却することを適当と認めることに決定されました。

○議長（飯島弘之） 次に、日程第2、議案第28号を議題といたします。

本件は、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

（秋元克広市長登壇）

○市長（秋元克広） ただいま上程をされました議案第28号 教育委員会委員任命に関する件につきましてご説明申し上げます。

札幌市教育委員会委員であります阿部夕子氏、道尻 豊氏の両氏は、いずれも来る10月10日をもって任期満了となりますが、阿部夕子氏の後任者といたしまして池田由紀子氏を任命することを

適当と認め、また、道尻 豊氏につきましては引き続き任命することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

池田由紀子氏は、現在、SOC株式会社代表取締役社長等をされているほか、令和元年7月から北海道教育推進会議委員に就任されている方であります。

道尻 豊氏は、平成5年4月に弁護士の登録をされ、札幌弁護士会副会長等を歴任された方で、平成30年5月から札幌市教育委員会委員に就任されております。

両氏とも、人格、識見ともに高く、教育委員会委員として適任と考えるものであります。

なお、池田由紀子氏は、教育委員会委員としての活動に当たっては、本人からの申出により、旧姓の朝倉姓を使用される予定であります。

以上で、ただいま上程をされました議案についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（飯島弘之） これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、同意されました。

○議長（飯島弘之） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日10月4日から10月31日までは委員会審査等のため休会とし、11月1日午後1時に再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（飯島弘之） 本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 3 時25分